

答 申 書

平成23年7月12日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮澤 正士

第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成22年8月9日付け22計画担Aア-11第27号において、「『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書」について、安曇野市情報公開条例（平成18年3月27日安曇野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第7条第3号及び第5号に該当するとして公開することができないとした部分は、特定されなかった業者（会社名）及び選考委員の氏名を除いて、公開すべきである。

第2 異議申立ての経緯及び趣旨

1 異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成22年7月15日付けで情報公開条例第6条の規定により、「『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託事業の企画競争」に係る公文書の公開を請求した。

(2) 平成22年8月9日、実施機関は、本件情報公開請求に対して、「『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書中、選考委員名、不採用の会社名、点数」、「見積書の法人及び担当者印の印影」については、情報公開条例第7条第3号及び第5号に該当し、公開することができないとして、この部分を除いて公開する決定を行い、異議申立人に通知した（22計画担Aア-11第27号）。

(3) 平成22年8月12日、異議申立人は、本件公文書部分公開決定を不服として、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てを行った。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立ての趣旨は、「プロポーザルの選考評価調書」は部分公開とは言い難く、非公開に近いものであり、部分公開決定処分の内容を見直し、部分公開の範囲を広げて公開すべきであるというものである。

(2) 異議申立人は、異議申立ての理由として、企画提案書は全部公開されたにもかかわらず、「プロポーザルの選考評価調書」は事実上の非公開であり、全部公開か部分公開かの判断基準に統一性がなく、恣意的な判断をしているとしか思えないこと、当該プロポーザルに関する情報公開請求は、業者選定の結果が公表されたあとになされたものであり、公開しても意思決定の中立性がそこなわれるおそれはないことを挙げている。

第3 審査会の判断

1 審査会の結論

当審査会は、安曇野市情報公開審査諮問書（平成22年8月20日付け22計画担Aア-11第37号）を受理し、本件異議申立てについて、平成22年10月15日に開催された会議及び平成23年5月17日に開催された会議において審査し、かつ異議申立人の提出した平成22年10月12日付け意見書を踏まえて判断したところ、情報公開条例第7条第3号及び第5号に該当するとして公開することができないとした部分は、特定されなかった業者（会社名）及び選考委員の氏名を除いて、公開すべきであるという結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

2 異議申立ての対象となった公文書について

異議申立ての対象となった公文書は、『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書』であり、安曇野市が「安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務」に係る企画競争実施に際して、業者選定過程において作成したものである。『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書』は、12名の選考委員ごとに、縦軸に5つの業者名（会社名）を、横軸に10の評価項目を置いた一覧表であり、各選考委員が記入した評価項目ごとの評価点及び合計点が記載されている。

3 プロポーザル方式と情報公開

高度な技術を必要とする業務や専門性が高い調査業務など従来の競争入札方式だけで業者を選定することが困難な案件について、プロポーザル方式による業者選定が行われている。この方式による業者選定は、競争入札方式に比べ対象業務にふさわしい業者を選定できるという長所があるが、価格の点だけで業者選定を行うのではないために、業者選定手続について、より一層の公正性、透明性、客観性を確保する必要があり、選定される業者の決定基準や選定した経過、理由等を広く公開することが求められる。当審査会は、上記の点を踏まえて、情報公開条例第7条第3号及び第7条第5号該当性について検討する。

4 情報公開条例第7条第3号該当性について

情報公開条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」については、同号のただし書に該当する場合を除いて、非公開情報とすることを規定している。この号に該当する情報には、「公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉，社会的評価，社会的信用を損ない，あるいは，社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報」も含まれる。

特定されなかった業者名（会社名）を評価点とともに公開した場合，この評価点がプロ

ポーザルの提案内容に関する評価に限られるとしても、プロポーザル方式による選考が事業者の業務遂行能力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性も相当の程度において存在し、これを公表することによって事業者の社会的評価が左右されるおそれは高く、当該法人の社会的評価、社会的信用を損なうものと認められる。したがって、『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書に記載された「特定されなかった業者（会社名）」は情報公開条例第7条第3号に該当するものと認められ、実施機関が特定されなかった業者（会社名）を非公開としたことは相当であると判断される。

他方、「評価項目ごとの評価点及び合計点」については、これを公開しても特定されなかった業者名（会社名）と結びつかない限り、特に支障があるとはいえないと考えられる。すでに述べたように、選考理由や選考過程はできる限り明らかにされるべきであるから、特に支障があるとはいえない以上、「評価項目ごとの評価点及び合計点」は開示されるべきである。また、特定された業者は、評価項目ごとの評価点および合計点が開示されても、企画競争の実施の結果、最適な者として特定されたのであるから、特定されなかった業者とは異なり、公開されることにより社会的な評価が損なわれるということとはできないのであり、特定された業者についても、「評価項目ごとの評価点及び合計点」は開示されるべきである。したがって、『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書に記載された「評価項目ごとの評価点及び合計点」は、情報公開条例第7条第3号の非公開情報に該当せず、開示すべきである。

5 情報公開条例第7条第5号該当性について

情報公開条例第7条第5号は、「実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とすることを規定している。実施機関は、公開することができない理由として、条例第7条第5号の非公開情報に該当することを挙げている。その趣旨は、選考委員の氏名および選考委員別の「評価項目ごとの評価点及び合計点」について、これを公にするならば、今後の同種の選考委員会の円滑な会議の運営が損なわれるとともに、業者の公正・中立的な選定が困難となり、当該選考委員会の事務の適切な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるという点にあると考えられる。そこで、選考委員の氏名および選考委員別の「評価項目ごとの評価点及び合計点」が条例第7条第5号の非公開情報に該当するかどうかについて検討する。

『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書における選考委員の欄には、アルファベット（AからLまで）が記載されているが、選考委員の氏名が併せて記載されている箇所がある（2箇所）。選考委員の氏名は条例第7条第5号の非公開情報

に該当すると解されるが、その理由は、次のとおりである。

「安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務」企画競争委員会においては、選考委員各人の持ち点を均一とし、各社に対し委員1人当たり基本点の合計を50点満点として評価するものとし、評価点の合計を応募者ごとに単純集計し、その合計点により順位を決定するという総合点数方式を採用している。一般的に総合点数方式は、客観的な数値で示されていない応募者の提案内容や業務遂行能力等を評価するため、複数の選考委員が各々の知識や見識に従った評価を行い、その結果を総合することで公正、中立な選定を行おうとするものである。本件における業者選定においても、各選考委員が応募者の提出した資料に基づき10の観点から評価を行い、その評価の合計によって選定を行っているが、こうした選定方式の前提として、各選考委員が、評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づく自立的な評価を行うことのできる条件を確保する必要がある。選考委員の氏名を公開すると、個別の選考委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた業者やその関係者といった利害関係人が、選定されなかった理由を、選考委員会の総合点数の差のみならず、各選考委員の評価の差に求め、選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした個別の選考委員に向ける可能性を否定することはできない。このことに対する懸念が、選考委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、自らの見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることとなり、今後同種の業者選定事務を実施しようとする場合に公正・中立な業者選定がなされないおそれがある。また、今後、プロポーザル方式によって業者を選定するために同種の選考委員会を設置する際、かかる負担を回避するために選考委員への就任を躊躇する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になると認められる。したがって、選考委員の氏名は、これを公にすることにより同種の業者選定事務の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから情報公開条例第7条第5号の非公開情報に該当するものであり、当審査会は、実施機関が選考委員の氏名を非公開としたことは相当であると判断する。

他方、選考委員別の「評価項目ごとの評価点及び合計点」は、選考委員の氏名と結びついて上記のおそれを生じさせるものであり、選考委員の氏名が公開されなければ、これが公開されたとしても、上記のおそれが生じる可能性は低いと考えられる。したがって、『安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務』委託選考評価調書に記載された「評価項目ごとの評価点及び合計点」は、情報公開条例第7条第5号の非公開情報に該当せず、開示すべきである。

6 結論

以上のことから、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上